

富山市の現状

1 時代の潮流

(1) 少子高齢化と人口減少

- 総人口は 2010 年、生産年齢人口は 1995 年にピークを迎え、その後は減少傾向にある。このままでは、2060 年に全国人口は 8,700 万人(今の 2/3)になる。
- 生産年齢人口、年少人口はともに減少傾向にあるが、老年人口は増加傾向を示している。このままいけば、2060 年には年少人口比率は 9%まで低下、老年人口比率(高齢化率)は約 40%まで上昇する。

(2) 広域交流の基盤整備と活発化

- 我が国の高速交通ネットワークの整備は、ここ 50 年間で相当程度進展した。高速道路網、新幹線の整備に加え、空港、港湾の機能強化が進み、広域交流が活発化してきている。
- 国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数、国民一人当たりの国内宿泊観光旅行宿泊数ともに、2011 年(平成 23 年)までは減少していたが、それ以降は増加している。2014 年(平成 26 年)の訪日外国人旅行者数は過去最高の 1,341 万となり急速に増加している。

(3) グローバリゼーションの進展と産業の高度化

- リーマンショック後(2009~2012 年)には、海外進出企業、非進出企業とも、本社及び営業拠点と生産拠点において国内雇用を減少させている。特に、海外進出企業が国内の生産拠点において雇用を減らしている。
- 輸出拡大から直接投資へ、製造業とともに非製造業も海外展開、国内生産代替型から現地市場獲得型へと、グローバル化への対応状況も変化してきている。

(4) 環境・資源エネルギーの制約

- 人口の減少、省エネ技術の向上によってエネルギー需要は弱含みで推移する一方、新興国のエネルギー需要拡大等による資源価格は不安定化している。そのため、石油依存度の低減、石炭の割合増加、石油、天然ガスの価格低減などに取り組んでいる。
- 今後については、原発依存度の低減、各部門における省エネルギーの強化、再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの総排出量の抑制などが進むことが想定される。

(5) 日常生活における危機感の高まり

- 2011 年の東日本大震災の発生及び南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等、

国内外において、台風や集中豪雨、地震、津波などの大規模自然災害等が多発し、人命に関わるさまざまな事件、事故が頻発している。また、犯罪形態も凶悪化、複雑化しており、これらが住民の不安の増大につながっている。

- 安全の確保のためには、市民一人ひとりが危機管理意識を持つとともに、市民、地域、企業、行政などが連携し、安全な社会の実現に向けたさまざまな活動を推進する必要がある。

(6) 文化・芸術に対する関心の高まり

- 内閣府「文化に関する世論調査」（平成 21 年 11 月）によれば、日常生活の中で、優れた文化 芸術を鑑賞したり、自ら文化活動を行ったりすることを「非常に大切」「ある程度大切」と考える国民は、約 9 割となっている。

- 文化芸術振興のために国に力を入れてほしい事項として、約 5 割の国民が「子供たちの文化芸術体験の充実」を挙げ、次いで、約 4 割の国民が「文化芸術を支える人材の育成」、「文化財の維持管理に対する支援」を挙げている。

2 面積・地勢等

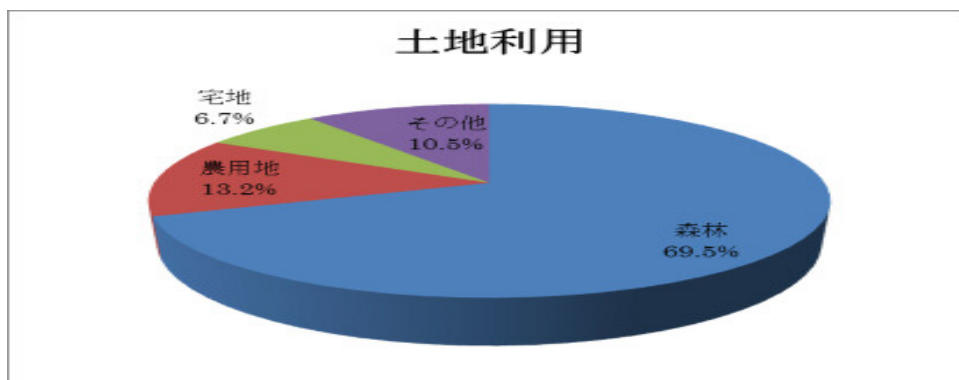
(1) 総面積：1, 241.77km²

- ・富山県全体（4,247.61km²）の約29%を占める
- ・県庁所在地では、静岡市（1,411.93km²）に次いで全国2番目の広さ
- ・全国では15番目

(2) 広ぼう：東西60.6km 南北44.0km

(3) 標高：0m（富山湾岸）～2,986m（水晶岳山頂）

(4) 土地利用：森林 69.5% 農用地 13.2%
宅地 6.7% その他 10.5%



3 人口・世帯等

平成22年度国勢調査によると、富山市における総人口は421,953人で、富山県の人口(1,093,247人)の38.6%を占めています。

また、世帯数は159,151世帯となっており、富山県全体(383,439世帯)の41.5%を占めています。

(1)【人口・世帯数の比較】 ※年齢不詳を含んでいるため、内訳の合計とは必ずしも一致しない。

区 分	総数	年少人口		生産年齢人口		老年人口		世帯総数
		(15歳未満)	割合(%)	(15~64歳)	割合(%)	(65歳以上)	割合(%)	
全 国	128,057,352	16,803,444	13.2	81,031,800	63.8	29,245,685	23.0	51,950,504
富 山 県	1,093,247	141,936	13.0	662,072	60.8	285,102	26.2	383,439
富 山 市	421,953	55,872	13.3	260,790	62.2	102,601	24.5	159,151
旧 富山市	324,372	41,817	13.0	200,763	62.4	79,376	24.7	128,001
旧 大沢野町	22,244	2,982	13.4	13,652	61.4	5,607	25.2	7,278
旧 大山町	11,034	1,435	13.1	6,700	61.2	2,815	25.7	3,559
旧 八尾町	21,018	2,867	13.7	12,452	59.3	5,673	27.0	6,577
旧 婦中町	39,973	6,434	16.2	25,346	63.7	8,032	20.2	12,776
旧 山田村	1,789	188	10.5	1,035	57.9	566	31.6	448
旧 細入村	1,523	149	9.8	842	55.3	532	34.9	512

(2) 面積・世帯・人口

(各年9月30日)

区 分	面積 (km ²)	平成18年		平成22年		平成26年	
		世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口
総数	1,241.85	154,830	418,528	161,589	417,714	170,513	419,907
富山地域	208.81	123,773	321,115	128,528	319,164	135,707	322,164
大沢野地域	74.66	7,644	22,863	8,043	22,768	8,463	22,495
大山地域	572.32	3,716	11,498	3,666	10,953	3,821	10,538
八尾地域	236.86	6,892	22,213	7,037	21,473	7,269	20,796
婦中地域	68.04	11,680	37,260	13,218	40,014	14,179	40,869
山田地域	40.92	548	1,836	540	1,732	531	1,602
細入地域	40.24	577	1,743	557	1,610	543	1,443

4 中核市としての富山市

(1) 中核市とは

全国には、人口 1,000 人以下の村から 100 万人を超える大都市まで約 1,700 の市町村があります。しかし、これらの市町村は、政令指定都市を除き、法律等によって、ほとんど同じような事務権限が認められていました。そこで、以下の要件を満たす政令指定都市以外の規模や能力などが比較的大きな都市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにした都市制度が中核市制度です。

●人口 20 万人以上

※中核市制度以外の都市制度

政令指定都市…大都市特有の行政ニーズに対応し、総合的な行政運営を行えるようにする趣旨のもとに創設されました。人口 50 万人以上が指定要件とされていますが、実際は人口、その他都市としての規模、行政能力、機能が既存の政令指定都市と同等の実態を有する都市が指定されています。(平成 27 年 4 月 1 日現在 20 市)

特 例 市…特例市は、都市の事務権限を強化しできる限り住民に身近なところで行政を行うことができるようにしようという趣旨のもとに創設されました。人口 20 万人以上が指定要件とされていましたが、平成 27 年 4 月 1 日より 特例市制度は廃止され、事務は中核市制度に統合されました。

(2) 中核市が処理する主な事務

保健衛生に関する事務

- 保健所の設置
- 飲食店営業等の許可
- 温泉の利用許可
- 旅館業・公衆浴場の経営許可

福祉に関する事務

- 保育所の設置の認可、監督
- 養護老人ホームの設置の認可、監督
- 介護サービス事業者の指定
- 身体障害者手帳の交付

教育に関する事務

- 県費負担教職員の研修

環境に関する事務

- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
- ばい煙発生施設の設置の届出の受理

まちづくりに関する事務

- 屋外広告物の条例による設置制限
- サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

(3) 中核市制度の経緯

日付	概要
平成元年 7 月 17 日	全国市長会が、人口 30 万人以上の都市及び都市機能の集積度や圏域における拠点性が高い都市に対し、政令指定都市に準じた事務配分を行なうべきと提言
平成元年 12 月 20 日	第 2 次臨時行政改革推進審議会が、地域に中核都市として人口規模その他一定条件を満たす市に対して、地域行政に関わる事務を中心に都道府県の事務権限を移譲すべきと提言
平成元年 12 月 29 日	第 2 次臨時行政改革推進審議会の趣旨に沿い、地域中核都市の具体化を図ることを閣議決定
平成 3 年 7 月 4 日	第 3 次臨時行政改革推進審議会が、内閣総理大臣に対し、地方制度調査会での積極的取組みを期待する旨を答申
平成 5 年 4 月 19 日	第 23 次地方制度調査会が内閣総理大臣に対し中核市制度創設を答申
平成 6 年 6 月 22 日	地方自治法の一部を改正する法律案等成立（中核市制度法制化）
平成 6 年 6 月 29 日	地方自治法の一部を改正する法律等公布
平成 6 年 12 月 21 日	中核市制度関係政令公布
平成 7 年 4 月 1 日	地方自治法の一部を改正する法律等施行（中核市制度発足）
平成 8 年 4 月 1 日	富山市中核市へ移行
平成 11 年 7 月 8 日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律成立 (平成 11 年 7 月 16 日公布、平成 12 年 4 月 1 日施行。人口 30 万人以上 50 万人未満の市に対する昼夜間人口比率要件廃止)
平成 14 年 3 月 28 日	地方自治法等の一部を改正する法律成立 (平成 14 年 3 月 30 日公布、同年 4 月 1 日施行、人口 50 万人以上の市の面積要件を廃止)
平成 18 年 6 月 7 日	地方自治法の一部を改正する法律成立 (平成 18 年 6 月 7 日公布、同日施行、面積要件を廃止)
平成 26 年 5 月 23 日	地方自治法の一部を改正する法律成立 (平成 26 年 5 月 30 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行、中核市指定要件を「人口 20 万人以上の市」に変更)

■都道府県内に所在する中核都市が占める人口割合

都道府県名	人口総数/中核都市人口	割合	都道府県名	人口総数/中核都市人口	割合	都道府県名	人口総数/中核都市人口	割合
北海道	52万人/541万人	11.5%	石川県	46万人/115万人	39.9%	香川県	42万人/298万人	43.0%
①函館市 ②旭川市			①金沢市			①高松市		
青森県	29万人/131万人	22.1%	長野県	38万人/210万人	18.1%	愛媛県	52万人/139万人	37.5%
①青森市			①長野市			①松山市		
岩手県	30万人/128万人	23.5%	岐阜県	41万人/203万人	20.2%	高知県	34万人/73万人	46.4%
①盛岡市			①岐阜市			①高知市		
秋田県	52万人/105万人	31.2%	愛知県	117万人/744万人	15.7%	福岡県	30万人/508万人	5.9%
①秋田市			①豊橋市 ②岡崎市 ③豊田市			①大牟田市		
福島県	65万人/195万人	33.7%	滋賀県	34万人/141万人	24.0%	長崎県	43万人/137万人	31.3%
①郡山市 ②いわき市			①大津市			①長崎市		
栃木県	32万人/198万人	26.3%	大阪府	166万人/284万人	18.2%	大分県	48万人/117万人	41.2%
①宇都宮市			①豊中市 ②高槻市 ③吹田市			①大分市		
群馬県	71万人/197万人	36.0%	兵庫県	147万人/552万人	26.6%	宮崎県	40万人/111万人	36.1%
①前橋市 ②高崎市			①姫路市 ②尼崎市 ③西宮市			①宮崎市		
埼玉県	68万人/724万人	9.4%	奈良県	36万人/137万人	26.3%	鹿児島県	60万人/166万人	36.2%
①川越市 ②越谷市			①奈良市			①鹿児島市		
千葉県	163万人/620万人	16.6%	和歌山県	36万人/97万人	37.3%	沖縄県	32万人/142万人	22.5%
①柏市			①和歌山市			①那覇市		
東京都	58万人/1,345万人	4.3%	岡山県	48万人/192万人	25.0%			
①八王子市			①豊後市					
神奈川県	40万人/910万人	4.4%	広島県	46万人/283万人	16.3%			
①横浜市長市			①福山市					
富山県	42万人/107万人	39.4%	山口県	27万人/140万人	19.3%			
①富山市			①下関市					

■中核市移行を目指している市

- ①四日市市 ②吹田市 ③藤沢市 ④八戸市 ⑤木戸市
- ⑥川口市 ⑦福井市 ⑧津市 ⑨鳥取市



【平成 27 年度中核市市長会パンフレットより抜粋】